

利息分割受取型自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

1. (自動継続)

- (1) 利息分割受取型自由金利型定期預金(M型)(以下、「この預金」という)のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の利息分割受取型自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に支払います。
ただし、この預金は通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金する取扱い(以下、「自動解約扱」という)もできます。
- (2) この預金のうち自動継続扱のものは、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、つぎの方法により計算して支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来するあらかじめ指定された2か月または3か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(継続後の預金については前記1の(2)の利率。以下これらを「約定利率」という)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という)を利息の一部として、各中間利払日にあらかじめ指定された預金口座へ入金します。
 - ② 各中間払利息の合計額を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という)は、自動継続扱以外の場合はこの預金とともに満期日以後(自動解約扱の場合は満期日)に、自動継続扱の場合はあらかじめ指定された預金口座への入金の方法により満期日に支払います。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (2) 自動継続扱の場合の継続を停止した場合における利息(中間払利息を除く)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (3) この預金の満期日以後の利息(自動継続扱の継続を停止した場合における満期日以後の利息を含む)は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を後記4の(1)により満期日前に解約する場合には、その利息(「期限前解約利息」という)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです)から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた別表に定める利率(小数点第3位以下は切捨てます)によって計算し、この預金とともに支払います。
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を自動解約扱以外の方法で解約または書替継続(ただし前記1の(1)による継続を除く)するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店のほか当行本支店に提出してください。
- (3) 前記(2)の解約または書替継続の手續に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

5. (通帳、証書の効力)

前記2の(1)により満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した場合(自動解約扱)は、以後通帳記載の当該預金または証書は無効となりますので、証書については直ちに当店のほか当行本支店に返却してください。

6. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとしてします。

(2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしてします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定の定めにより取扱います。

以上